

区長業務マニュアル

平成25年3月作成

総務部

1 共通事項

(1) 区域内の会員動向掌握

ア 転出・転入の掌握

*住所・代表者・家族数（男女別）電話番号（携帯も可）の調査→総務部長に報告する。

イ 区内で不幸があった場合の初期対応

*葬儀の形式 *訃報周知の有・無（一部か、町内全域か）*葬儀日程の確認→総務部長に報告

*総務部長は、会長に報告する（会長から会計に連絡・弔慰金の要請）

(2) 回覧物・各戸配布物

ア 回覧物は、総務から区長に配布されるので、これを各班に仕分け、重要物は、一番上にし、各班長に配布する。

*出席者を募集する回覧物は特に重要なので、期日まで取りまとめる。

イ 各戸配布物は、各班長にその旨必ず伝達する。

*緊急を要する訃報など、班長がいない(不在)場合、その班について「区長が配布」する。

(3) 会議

ア 定例役員会・毎月第1週の日曜日 18:00から 場所 八望台会館

*大きな事業のある場合は、役員会で「臨時役員会」の日程を設ける。

*役員会の構成・会則に基づき、会長・副会長・会計・総務部長・各区長各専門部長（福祉推進委員長・女性部長・体育部長・青少年育成部長・会館運営委員長）で構成する。

イ 福祉推進委員会(区長全員が福祉推進委員) 8月を除く各月の第3火曜日 18:30から 場所 八望台会館

ウ 連合町内会関係の理事会・専門部会議

*区長で関係するのは、保健衛生部、防犯・防災部長、交通安全対策部長

*会長→理事会・行事实行委員会・役員選考委員会・その他

*女性部長→女性部長会議 *福祉推進委員長会議（理事会と兼ねる）

*防犯・防災部長→部長会議・研修会（不定期に開催）

*交通安全対策部長→部長会議（年間、4回程度）

(4) 各種の事業への協力

(5) 新築転入者に対する、会館再建築を目的とした「協賛金依頼」。強制ではありませんが、努力して頂きたいと考えております。

2 各、区長の担当部

(1) 1 区長 総務・広報担当 連合町内会回覧物収集と、町内会への配布

☆ 福祉推進委員

☆ 要援護者支援の区担当責任者

★ 会則関係（八望台町内会会則第9条1項）

(1) 本会の運営の総括及び庶務一切に関する事項

(2) 事業計画立案に関する事項

(3) 渉外関係及び他部との連絡並びに広報活動に関する事項

(4) 財産及び物品等の管理運営に関する事項

(5) その他各部に属さない事項

(2) 2 区長 保健・衛生部長 環境衛生保持及び関連事項

☆ 福祉推進委員

☆ 要援護者支援の区担当責任者

★ 会則関係（八望台町内会会則第9条2項）

(1) 保健衛生思想の普及に関する事項

(2) 環境美化清掃に関する事項

(3) 公害対策に関する事項

(4) 伝染病予防健康診断の実施に関する事項

(5) その他保健衛生に必要な事項

(3) 3 区長 防災・防犯部長 街路灯の管理を含む、防犯に関する関連事項

☆ 福祉推進委員

☆ 要援護者支援の区担当責任者

☆ 防犯パトロール責任者

★ 会則関係（八望台町内会会則第9条3項）

(1) 火災予防の普及に関する事項

(2) 防災訓練等に関する事項

(3) 防災防犯思想の普及に関する事項

(4) 防犯パトロールの実施に関する事項

(5) 災害応急対策、災害情報の収集に関する事項

(6) その他防災防犯に必要な事項

(4) 4 区長 福祉・厚生部長 福祉に関連する事項

☆ 福祉推進委員会副委員長

☆ 要援護者支援の区担当責任者

★ 会則関係（八望台町内会会則第9条6項）

(1) 共同募金、日赤募金等社会活動募金への協力に関する事項

(2) 高齢者、母子家庭、児童並びに身体障害者等の福祉に関する事項

(3) 児童公園に関する事項、および健全な子育て支援に関する事項

(4) その他福祉厚生に必要な事項

(5) **5 区長** 交通安全対策部長 町内会・北野地区交通安全に関する事項

☆ 福祉推進委員

☆ 要援護者支援の区担当責任者

★ 会則関係（八望台町内会会則第9条4項）

(1) 交通安全思想の普及に関する事項

(2) 交通安全施設の整備促進並びに交通指導に関する事項

(3) 冬季除排雪に関する事項

(4) その他交通安全に必要な事項

3 ★ 区長の相互支援等全般について

☆ 各区長は、担当部門の責任者で、他の区長は相互に協力する

☆ 緊急時、班長不在の場合、班長の代務を行う

☆ 区長が病気等で、業務困難の時は、各区長等（副会長含む）が協力する

☆ 関連部門の調査・研究と、研修・会議への参加

☆ 関連部門の簿冊保存